共済年金受給者 団体会議に出席して

福利厚生部長 前田

する。 議室で開 退職公務員連盟 済年金受給者団体会議が日本 った年金に関する説明を紹介 平 成24年12月14 かれた。その中であ (日公連) 会 日 (金) 共

○被用者年金制度一元化法成立 に伴う今後の対応について 藤田社会保障対策委員長

(1)び最低保障機能の強化等のた めの国民年金法等の一部を改 案(平成24年8月10日成立) 公的年金制度の財政基盤及

1

第18回国会で成立した法

年金の受給資格 に短縮する。 い) 期間を25年から10年 (保険料支

正する法律

- 26年度 基礎年金国庫 なる)と定める。 が恒久化される年度を平成 (消費税率が8%に 負 (担割合<u>1</u>|2
- 企業)。 短期間労働者に対する厚生 を行う 年金・健康保険の適用拡大 (従業員50人以上の
- する。 産休期間中の保険料を免除 厚生年金・健康保険につい ては次世代育成支援のため、
- 遺族年金の父子家庭 給を行う。 の支
- 低所得高齢者等への福祉 を図るための厚生年金保険法 な給付措置を講ずる。 被用者年金制度の一元化等 的

等の一部を改正する法律

- に統 厚生年金に公務員及び私学 2階部分の年金は厚生年金 教職員も加入することとし、 一する。
- 共済年金にある公的年金と は廃止し、 しての3階部分(職域部分) 新たに別の法律

追加費用削減のため、 本人負担の差に着目 を定め

る。

民税が家族全員非課税

る。 に厚生年金に揃えて解消す 的差異については、 基本的

よう、

所得基準を上回る一

所得の逆転を生じさせない 5000円を限度に決める。 険料納付済み期間に応じ、

2 律 国民年金法等の一部を改正 第8回国会で成立した法 (平成24年11月16日成立)

じ支給する。

付金を保険料納付期間に応 定範囲のものに補足的な給

- (1)平成24・25年度については、 在の国庫負担割合)との差 庫負担割合1/2と36.5%(現 ぎ国債) 国庫は年金特例公債(つな する法律等の一部を改正する により基礎年金国
- (2)年金額の特例水準について、 4 月 は 平成25年10月は1%、 給に関する法律 年金生活者支援給付金の支 1 % 27年4月は 26 年

27%削減する。 期間に係わる給付について し、

新たな福祉

的給付額は保

額77万円以下であること。 所得の合計が老年基礎年金 前年の年金収入とその他の

- 共済年金と厚生年金の制度
- 3 れる項目 今後、 年金改革に想定さ
- (2)(1) クロ経済スライドの実施 負担の軽減 高所得者の基礎年金国 デフレ経済下におけるマ 庫
- (4)(3)金の支給停止基準の見直し 60歳代前半の在職老年年 年金支給年齢の引き上

額を負担する。

○社会保障制度改革に関する 要望書 鈴木専門委員

で決定した内容 (平成24年11月の全国大会